

高まる非正規雇用と CSR !

「同一労働同一賃金」の徹底理解と実務対応

～最高裁判例、不合理理解と説明責任、職務分離、チェックリスト等～

セミナーの特徴・対象

- ① 法の理解はもちろん、「実務対応」に焦点をあてて、習得していただきます。
- ② 「いざ」という時への準備や対応について、チェックリストを活用し、詳解します。
- ③ 就業規則、職務分離、説明責任および定年後再雇用について「考察力」をつけます。

日時

<LIVE 配信> 令和3年11月16日（火）10:00～16:45 ※5時間45分
 <見逃し配信> 令和3年11月23日（火）10:00～11月30日（火）22:00
 ※見逃し配信期間中は繰り返し視聴いただけます。講義の復習にオススメです。
 ※お申込みは、LIVE 配信日にご視聴いただけなくても可能です。

講師

石寄・山中総合法律事務所
 弁護士 佐々木 晴彦 氏

配信イメージ ※担当講師ではありません



NOMA 講座

検索



↑株式会社ファシオ
 (Deliveru 運営会社)
 のページへリンクします

参加料 (負担金)

NOMA会員 31,900円(税込) /名
 一般 35,200円(税込) /名

申込方法

- STEP1 Deliveru サイトへアクセスして登録します
- STEP2 お支払い方法を選択します
- STEP3 登録メールアドレスに当日の ID、パスワードが届きます

※本セミナーは株式会社ファシオが運営する Deliveru サイトからご視聴いただけます。
 ※LIVE ストリーミング配信により、音質・画質をなめらかに保ちながら配信いたします。
 ※お申込みは、Deliveru サイト、本会 HP のどちらからでも可能です。
 ※ご受講までの流れ（視聴 URL/ID 等詳細のご連絡）は、お申込み後のご案内となります。
 <Deliveru サイト内でのお支払いは、クレジットカード、pay-easy、コンビニ振込のいずれかです>
 クレジットカードや pay-easy での決済ができない、債権者登録をしていない等の事情がございましたら、下記、株式会社ファシオにご連絡をお願いします。ご連絡いただければ、株式会社ファシオ、もしくは本会から請求書を発行いたします。

キャンセル

キャンセル料は、開講日の5営業日前から参加料の100%が発生しますので、ご注意ください。
 参加者が少数の場合、天災の場合等においては、中止・延期させていただく場合がございます。

受講方法

本セミナーでは、カメラ・マイクは不要です。
 テキストはおおよそ3営業日前からサイト内で PDF ダウンロードできるようになります。
 セミナー内容の録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。

主催・担当

一般社団法人日本経営協会（本部事務局ウライン推進 G 白倉）東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8 tk@noma.or.jp

申込問合せ

株式会社ファシオ ☎ 03-6304-0550（平日 10 時～17 時） bcs-info@vita-facio.jp

プログラム

第1 「同一労働同一賃金」に関する基本事項の確認

- (1) 概要と基礎知識
- (2) 「比較対象者の設定」、「均等」と「均衡」等

第2 有期労働法、改正派遣法の内容、論点整理

- (1) 法改正の概要と経緯、旧法との関係
 - ①労働契約法 20 条、パート法 8 条・9 条
 - ②情報提供の義務
 - ③不合理性の判断
 - ④説明義務 等
- (2) 働き方改革関連法との位置づけ

第3 最高裁判例と分析

- (1) 「同一労働同一賃金」に関する裁判例の概要
- (2) 大阪医科薬科大学事件最高裁判決
- (3) メトロコマース事件最高裁判決
- (4) 日本郵便事件最高裁判決
- (5) 下級審全判決の分析
- (6) 判例・裁判例の傾向と分析

※プログラムは開催時を最新内容とする為、変更する場合がございます。

第4 実務対応

- (1) 地位確認・差額請求を防ぐ規定整備
- (2) 「均等」問題となるのを防ぐ手法
- (3) 「その他の事情」の整備手法
- (4) 手当の廃止・組かえの進め方
- (5) 各賃金項目（手当）の設計に関する考察
- (6) 定年後再雇用に関する考察
- (7) 定年延長のメリット・デメリット
- (8) 説明義務に関する対策
- (9) 就業規則・賃金規程におけるポイント解説
- (10) 待遇格差に関する団体交渉対応

★当日使用するテキスト(予定)の一部紹介

- 通勤手当については、①②の違いを問わず支給すべきという判断が確立されている。通勤手当は～～(中略)～～覚悟しておく必要がある(ハマキュウレックス事件、九水運輸商事事件)。ガイドラインは、～～(中略)～～その為、通勤手当の支給額に差が生じても不合理ではないと説明することができる。
- 定年後再雇用の有期雇用労働者につき労働契約法 20 条違反の有無が争点となった長澤運輸事件は、①職務の内容、②異動の範囲がほぼ同じ事案である。そのため、パート有期法の施行後は、9 条の均等規定が適用され、同一待遇が義務付けられるのではないかと。

講師紹介

弁護士 佐々木 晴彦 (ささきはるひこ) 氏



【講師略歴】

上智大学法学部国際関係法学科 卒業
中央大学法科大学院 修了
現在、第一東京弁護士会所属
石寄・山中総合法律事務所所属

【専門分野】

労働法（使用者側）。これまで労働事件その他民事事件に関する裁判業務を中心に活躍し、テレワーク等の働き方と労働環境の変化にも弁護士として対応している。

【主な著書・文献等】

「日本版『同一労働同一賃金』の法理と実務」(SMBC コンサル・共著)、「同一労働同一賃金・派遣労働者の待遇差是正」(ビジネス法務)、「『メトロコマース事件の最高裁判決を分析する』『大阪医科薬科大学事件の最高裁判決を分析する』『日本郵便事件最高裁判決を分析する』」(人事労務実務の Q&A・共著)、「私はこう見る！同一労働同一賃金ガイドライン案」(ビジネスガイド・共著)、「賃金をめぐる2つの最高裁判決を読む」(人事労務実務の Q&A・共著)、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時的労務対応」(ビジネス法務)、「新しいテレワークガイドラインと実務対応」(建設労務安全)、「改正労働基準法の基本と実務」(中央経済社・共著)等がある。

FAXでのお申込みも承ります (NOMA FAX 番号 : 03-3403-1130)

※NOMA 記入

参加申込書 60017760 「同一労働同一賃金」の徹底理解と実務対応 令和 3 年 11 月 16 日

会員 一般 (該当欄に)

企業・団体名		電話 ()	内線	ご連絡担当者
		FAX ()		所属 氏名
所在地	〒			
フリガナ参加者氏名	所属部課 役職名		経験年数 年 ヶ月	メールアドレス
フリガナ参加者氏名	所属部課 役職名		経験年数 年 ヶ月	<連絡事項>

※経験年数は現部署での経験年数を記載してください

※申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内 (不要の場合は右に してください)